

第14号議案

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例（令和6年中間市条例第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中第58号を削り、第59号を第58号とする。

第6条中「第59号」を「第58号」に改める。

別表第2中

「

学校運営協議会の委員		4,200円
コミュニティ広場・学校再編検討委員会の委員		4,200円
特別職職員ハラスメント調査委員会の委員	会議への出席1回につき4,200円 特別の役務の提供が生じた場合は、予算の範囲で市長が定める額	

を

」

「

学校運営協議会の委員		4,200円
特別職職員ハラスメント調査委員会の委員	会議への出席1回につき4,200円 特別の役務の提供が生じた場合は、予算の範囲で市長が定める額	

に

」

改める。